

# 苫小牧市立樽前小学校への特認入学に関する取扱要綱

## (目的)

第 1 条 この要綱は、緑豊かな自然環境に恵まれた苫小牧市立樽前小学校において、自然との触れ合いの中で豊かな人間性を培い、体力づくりを通して心身の健康増進を図るとともに個性豊かな児童を育成することを目標とする教育の普及を図るため、本市内に住所を有する児童で該当小学校での教育を希望するものを受け入れることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、「特認校」とは、本市内に住所を有する保護者の申立てにより、当該保護者の児童について、前条に規定する教育目標を掲げる小学校（正規の通学区域以外の小学校に限る。）への入学（以下「特認入学」という。）のため、苫小牧市教育委員会（以下「委員会」という。）が特別に指定変更の許可をする当該小学校をいう。

## (対象特認校)

第 3 条 次に掲げる小学校は、平成 7 年 4 月 1 日から特認校の対象とする。

名 称	住 所
苫小牧市立樽前小学校	苫小牧市字樽前 1 0 2 番地

## (定数)

第 4 条 特認校の定数は、複式学級の定数の範囲内とする。

## (入学の条件)

第 5 条 特認校に入学できる児童は、次の条件を満たすものでなければならない。

### (1) 通学上の条件

ア 徒歩又は交通機関（乗継ぎを含む。）を利用する場合は、自宅から学校までの片道の通学時間についておおむね 1 時間とする。

イ 保護者において、自動車による送迎をする場合は、特認校の校長の許可を受けること。

### (2) 児童の身体的条件

ア 正規の通学区域の小学校以外の小学校に通学するという特殊事情を考慮し、身体の状態がこれに堪えうる児童であること。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、保護者に対し、委員会が指定する医師の診断書の提出を求め、調査確認をする。

イ 心身に障害を有する児童は、入学できない。

(3) 入学の時期及び期間

ア 原則として入学の時期は、各学年の始期又は各学期の始期とする。

イ 期間については、1年以上の通年通学の場合に限るものとし、夏季期間及び冬季期間等に限った短期間の入学は、これを認めない。

(4) 生活指導上の条件

ア 児童が保護者の元から離れ、他に寄留させて転入学をする場合は、これを認めない。

(5) 保護者の協力

ア 児童は、児童が正規の通学区域を越えて通学するため、登下校時における安全の確保、生活指導等の配慮が特に必要であり、これを正しく理解し、特認校の学校長が指示する当該指導体制について、十分に協力しなければならない。

(申請)

第 6 条 特認入学を希望する保護者は、「学校指定変更申請書」(様式第1号)及び「通学状況届」(様式第2号)を委員会に提出しなければならない。

(許可等)

第 7 条 委員会は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合において、審査の上、許可するときには、「学校指定決定通知書」(様式第3号)を保護者に通知するものとする。この場合において、特認校の校長に対してもその写しを通知するものとする。

2 不許可の場合は、「学校指定不許可決定通知書」(様式第4号)を保護者に通知するものとする。

(特認校の校長の意見書)

第 8 条 特認校の校長は、特認入学を希望する保護者及び児童と面接し、該当児童の行動、性格、健康等を的確に把握するとともに、通学時の安全、事故防止、生活指導等について保護者の協力を得られるか否か等の「意見書」(様式第5号)を委員会に提出しなければならない。

(在籍校の校長の意見書)

第 9 条 在籍校の校長は、在籍している児童が特認入学を希望する場合は、当該特認入学が適当か否かの判定のため当該児童についての「意見書」(様式第6号)を委員会に提出しなければならない。

(特認入学の取消)

第 10 条 委員会は、特認入学の許可後において、当該申請の事実と相違その他の特認入学の目的にそぐわない事由が生じたため、特認校の学校運営に支障があると認められるときは、当該特認入学を取り消すことができる。

(特認校卒業後の中学への入学)

第 11 条 特認校卒業後、中学校への入学は、委員会が指定する正規の通学区域の中学校へ入学するものとする。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、特認校への入学等に関し、必要な事項は教育長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年10月20日から施行する。